

泉大津市教育委員会会議 令和7年第6回定例会

会議事項

(令和7年6月26日)

## 会議事項

日程第 1 議題第 31 号 令和 8 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

日程第 2 議題第 32 号 泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則の一部改正について

日程第 3 議案第 33 号 泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則の全部改正について

日程第 4 報告第 16 号 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約締結について

日程第 5 報告第 17 号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

日程第 6 報告第 18 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

教育委員会資料
7. 6. 26
指導課

議案第31号

## 令和8年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

### 1 趣旨

小学校及び中学校の令和8年度使用教科用図書については、学校教育法附則第九条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「無償措置法」という。）第十四条、同法施行令第十五条第一項の規定により、令和7年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。

また、無償措置法施行令第十五条第二項、第三項及び同法施行規則第六条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校は令和5年度、中学校は令和6年度の採択基準に準じて行うこと。

### 2 根拠法令

#### 学校教育法（一部抜粋）

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

#### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

##### （同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

#### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

##### （同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する

期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

#### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

##### （同一教科用図書の採択の特例）

- 第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
- 一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われることとなつた場合を除く。）発行が行われることとなつた教科用図書を採択していた期間
  - 二 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間
  - 三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間
  - 四 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間
  - 五 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務

教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

### 3 採択期限

令和7年8月31日まで

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

### 4 資料

別紙1 「令和7年度使用小学校用教科書一覧」及び「令和7年度使用中学校用教科書一覧」のとおり

## 令和7年度使用小学校用教科書一覧

種 目	発行者	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	光村図書出版	書写
社 会	日本文教出版	小学社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	東京書籍	新編 新しい算数
理 科	学校図書	みんなと学ぶ 小学校理科
生 活	光村図書出版	せいかつ たんけんたい
音 楽	教育出版	小学音楽 音楽のおくりもの
図画工作	日本文教出版	図画工作
家 庭	東京書籍	新編 新しい家庭
保 健	大修館書店	新 小学校保健
英 語	光村図書出版	H e r e W e G o !
道徳	日本文教出版	小学道徳 生きる力

## 令和7年度使用中学校用教科書一覧

種 目	発行者	書 名
国 語	光村図書	国語
書 写	光村図書	中学書写
社 会（地理的分野）	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会（歴史的分野）	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社 会（公民的分野）	日本文教出版	中学社会 公民的分野
地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	東京書籍	新編 新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～
理 科	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽（一 般）	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽（器楽合奏）	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	開隆堂出版	美術
保健体育	大修館書店	最新 中学校保健体育
技術・家庭（技術分野）	開隆堂出版	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
技術・家庭（家庭分野）	開隆堂出版	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ
英 語	光村図書	H e r e W e G o !
道 德	光村図書	中学道徳 きみが いちばん ひかるとき

教育委員会資料
7. 6. 26
生涯学習課

議案第32号

## 泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則の 一部改正について

### 1 趣 旨

泉大津市立池上曾根弥生学習館条例について、指定管理者に弥生学習館の管理を行わせることができる旨の一部改正を行ったことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 内 容

別紙2のとおり

### 3 施行期日等

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則の一部 を改正する規則（案）

泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則（平成 13 年泉大津市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「教育委員会」を「泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による管理の場合の読み替え）

第 4 条　条例第 7 条の規定に基づき指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合においては、第 2 条第 2 項中「泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「条例第 7 条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第 3 条中「教育委員会は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」とする。

### 附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(参考)

## 泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 弥生学習館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以降の入館は、認めないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>泉大津市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。</p> <p><u>(指定管理者による管理の場合の読み替え)</u></p> <p><u>第4条 条例第7条の規定に基づき指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合においては、第2条第2項中「泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「条例第7条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第3条中「教育委員会は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 弥生学習館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以降の入館は、認めないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるとときは、開館時間を臨時に変更することがある。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>めるときは、教育委員会の承認を得て」とする。</u></p> <p><u>第5条</u> (略)</p>	<p><u>第4条</u> (略)</p>

教育委員会資料
7. 6. 26
生涯学習課

議案第33号

## 泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則の全部改正 について

### 1 趣 旨

泉大津市池上曾根史跡公園条例について、史跡公園の管理等の規定を定めるとともに指定管理者に管理を行わせることができる旨の一部改正を行ったことに伴い、史跡公園の使用の許可の申請等に関する整備をするため、所要の改正を行うものである。

### 2 内 容

別紙3のとおり

### 3 施行期日等

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則（案）

泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則（平成13年泉大津市教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規則は、泉大津市池上曾根史跡公園条例（平成13年泉大津市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （開園時間）

第2条 泉大津市池上曾根史跡公園（以下、史跡公園という。）の開園時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### （休園日）

第3条 史跡公園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除く。

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を指定することができる。

### （使用の許可の申請）

第4条 条例第3条第1項に規定する史跡公園の使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとする者は、泉大津市池上曾根史跡公園使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、史跡公園の使用をしようとする日の6箇月前の日から史跡公園の使用をしようとする日前5日まで受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### （使用の許可）

第5条 使用の許可は、泉大津市池上曾根史跡公園使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、使用許可書を携帯し、いつでもこれを提示しなければならない。

（使用の期間）

第6条 使用の期間は、引き続き3日を超えることができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用の許可の変更）

第7条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会において特別の理由があると認める場合を除き、直ちに泉大津市池上曾根史跡公園使用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、泉大津市池上曾根史跡公園使用許可書事項変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用の取消しの申請）

第8条 使用者は、当該許可に係る使用を取り消そうとするときは、泉大津市池上曾根史跡公園使用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 史跡公園を損傷し、又は汚損した者は、直ちに泉大津市池上曾根史跡公園損傷等届出書（様式第5号）を教育委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読み替え）

第10条 条例第10条の規定に基づき指定管理者に史跡公園の管理を行わせる場合においては、第2条第2項中「泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特に必要と認めるときは」とあるのは「条例第10条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第3条第2項中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の

承認を得て」と、第4条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項及び第6条中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者を通じて教育委員会」とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の利用に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

様式第1号

泉大津市池上曾根史跡公園使用許可申請書

年 月 日

泉大津市教育委員会 様

(申請者) 住 所

ふりがな  
氏 名

電話番号

泉大津市池上曾根史跡公園条例等を厳守のうえ、次のとおり泉大津市池上曾根史跡公園の使用について申請します。

行 事 名 称									
使用目的・内容 (構造等詳細)									
使 用 日 時	年	月	日	時から	年	月	日	時まで	
使 用 場 所									
使 用 予 定 人 数	人	来場 予 定 人 数		人					
使 用 責 任 者	氏名			電話番号					
添付書類	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし								

(注) 申請者が法人の場合は、申請者住所、氏名の欄に主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

様式第2号

泉大津市池上曾根史跡公園使用許可書

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名 様

泉大津市教育委員会

年 月 日付け申請の泉大津市池上曾根史跡公園の使用を次のとおり許可します。なお、使用にあたっては、泉大津市池上曾根史跡公園条例及び泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則を遵守してください。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
行事名称			
使用目的・内容 (構造等詳細)			
使用日時	年 月 日	時から	年 月 日 時まで
使用場所			
使用責任者	氏名	電話番号	
条件			

様式第3号

泉大津市池上曾根史跡公園使用許可変更（取消）申請書

年 月 日

泉大津市教育委員会 様

(申請者) 住 所

ふりがな  
氏 名

電話番号

次のとおり泉大津市池上曾根史跡公園の使用の許可の 変更・取消し について使用許可書を添えて申請します。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
変更事項	変更前	変更後	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
使用場所			
その他			
変更・取消理由			

様式第4号

泉大津市池上曾根史跡公園許可事項変更許可書

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名 様

泉大津市教育委員会

年 月 日付け申請の許可事項の変更について次のとおり許可します。

許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
変更する事項			

様式第5号

泉大津市池上曾根史跡公園損傷等届出書

年　　月　　日

泉大津市教育委員会 様

(届出者) 住 所

ふりがな  
氏 名

電話番号

泉大津市池上曾根史跡公園を損傷し、又は汚損したので、次のとおり届出します。

損傷等の場所	
損傷等の日時	
損傷等の状況	
備考	

(注) 届出者が法人の場合は、届出者住所、氏名の欄に主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

## 附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

教育委員会資料
7. 6. 26
教育政策課

## 報告第16号

# 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約 締結について

### 1 趣 旨

泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約を締結したため、その報告を行う。

### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1)教育行政の基本的計画に関すること。
- (2)学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。
- (3)規則及び規程の制定、改廃に関すること。
- (4)教育機関の設置、廃止に関すること。
- (5)附属機関の委員の任免に関すること。
- (6)小、中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (7)教職員人事の基本方針に関すること。
- (8)その他教育委員会が重要と認める事項

### 3 内 容

別紙4のとおり

泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負  
契約締結について

工事概要 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事一式  
(内部改修、建具改修、外壁改修、屋上防水改修、エレベーター設置、  
付属棟新築、電気設備改修、機械設備改修)

工事請負仮契約書(抜粋)

- 1 工事名 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事
- 2 工事場所 泉大津市我孫子二丁目4番7号
- 3 工期 市議会で議決された日から令和10年3月15日まで
- 4 請負代金額 ¥2,397,708,500-  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
¥217,973,500-
- 5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第114条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者株式会社松村組大阪本店は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年5月28日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南出賢一

請負者 大阪市北区天満一丁目3番21号

株式会社松村組大阪本店

取締役専務執行役員本店長 上野 稔

教育委員会資料
7. 6. 26
教育政策課

報告第17号

## 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

### 1 趣 旨

第3回教育委員会会議定例会の議案第10号において承認された令和7年度の学校運営協議会委員の任命について、委員が追加で決定したので報告するもの。

### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則  
(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

### 3 任 期

令和7年5月16日～令和8年3月31日

### 4 学校運営協議会委員名簿

別紙5のとおり

## 楠小学校

氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
勝野 弘子	元PTA会長	地域住民
宮里 陽香	楠小学校保護者	保護者
横澤 美紀	楠小学校保護者	保護者

教育委員会資料
7 . 6 . 26
教育政策課

報告第18号

## 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

### 1 楽 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

### 3 報告対象期間

令和7年5月1日（木）～令和7年5月31日（土）

### 4 内 容

別紙6のとおり

## 【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R7.5.7	R7.5.24	アユとあそぼう大津川	大阪府鳳土木事務所
2	R7.5.7	R7.7.1～R7.10.31	第12回泉大津さんま祭り「こども絵画コンクール」	復幸の架け橋実行委員会
3	R7.5.8	R7.7.5	社会を明るくするつどい	泉大津市保護司会
4	R7.5.8	R7.6.2～R8.3.31	第14回「泉大津市オリアム随筆賞」	泉大津市役所 市長公室 地域経済課
5	R7.5.8	R7.11.24	ファニーカンパニー・ジャズオーケストラ 結成50周年記念コンサート	ファニーカンパニー・ジャズオーケストラ
6	R7.5.16	R7.5.31～R7.6.1	風街無料講習ご紹介ハンドメイド展示会	泉大津中央商店街振興組合
7	R7.5.16	R7.6.12～R8.3.19	風街無料カルチャー教室	泉大津中央商店街振興組合
8	R7.5.16	R7.7.27	発達障がいや自閉症のある方の「地域や学校での合理的的配慮」	一般社団法人泉大津・発達支援勉強会Lien
9	R7.5.26	①R7.7.12 ②R7.8.24	「0歳からの交流」-多言語・多文化・多様性のある暮らしと出会う会-	(一財) 言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ
10	R7.5.26	R7.7.6	認知症サポーター養成講座 & だんじりフェスタ2025 in 泉大津	だんじり認知症サポーターの輪同志会 (医療法人泉清会 川端医院内)
11	R7.5.26	R7.5.19～R7.10.4	ロボットアイデア甲子園 大阪大会 2025	(一社) 日本ロボットシステムインテグレータ協会
12	R7.5.26	R7.11.8	第18回三市一町中学生のメッセージ～青少年は地球の宝～	いすみそれいゆライオンズクラブ
13	R7.5.26	R7.7.31	25関西国際空港航空教室	関西翼の会
14	R7.5.26	R7.7.9～R7.7.10	万博・世界のMUSASHI個展	万博武蔵個展事務局
15	R7.5.26	R7.7.20	るあころマルシェ VOL.2	るあころの会
16	R7.5.26	R7.7.6	2025スキルアップ形セミナー	泉大津市空手道連盟
17	R7.5.26	R7.8.24	第39回空手道錬成大会	泉大津市空手道連盟
18	R7.5.29	R8.2.15	ジュニアミュージカル公演「7人のアリス～THE ORIGIN～」	劇団Little★Star-team Spica